

ひょうご出会いサポートセンターあいサポ応援団イベント実施要領

公益財団法人兵庫県青少年本部ひょうご出会いサポートセンター（以下「当センター」という。）あいサポ応援団（以下「応援団」という。）が出会いイベントを実施する際の要領を以下のとおり定めます。

1 イベントの企画について

- (1) 応援団は、「ひょうご出会いサポートセンターあいサポ応援団（協賛団体）規約」に基づき、独身男女の出会いの場を創出するため、当センターに登録している「あいサポ会員を対象とし、それぞれの特長を活かした出会いイベントを自ら企画・実施するもの」とします。
ただし、①市町やそれに準ずる団体が地域振興等を目的として、それぞれの地域で地元在住者を対象にイベントを開催する場合、または、②応援団が地域団体、事業者団体、職能団体、経済団体等と連携してイベントを開催する場合は、参加者をあいサポ会員に限定しないことも可としますが、あいサポ会員以外の参加者については、主催者の責任において、独身であることなどあいサポ会員（個人）の登録要件や誓約書内容等を確認することを条件とします。
- (2) イベントの主催者は応援団とします。主催者として責任を持って実施できる内容と方法で企画してください。

2 イベント企画の登録について

- (1) 出会いイベントを実施しようとする応援団（以下「主催者」という。）は、当センターイベントシステム（以下「あいサポシステム」という。）により新規登録してください。
- (2) 新規登録は、十分な余裕を持って作成してください。実施内容の詳細について確認させていただくことがあります。なお、イベント当日、予告なく、当センター職員が実施状況を確認する場合があります。
- (3) 申込先・お問い合わせ先は主催者としてください。また、お問い合わせ先の電話番号はイベント当日にも必ず連絡できるものにしてください。

3 イベントの内容について

- (1) 参加対象者は、当センターあいサポ会員として登録している独身男女とすること。
- (2) あいサポイベント事業は、男女の出会いの場を提供する事業であるので、少なくとも1度は異性と1対1で挨拶・交流ができる機会を設けること。セミナーだけのものは対象となりません。
- (3) 参加する男女は原則同数とし、参加者数の変動が生じても対応できる内容としてください。
- (4) 最少催行人数を定め、参加申込者数が最少催行人数に満たない場合はイベントを中止し、速やかに当センターに報告するとともに、すでに参加の申込みがあった会員へ確実に連絡してください。最少催行人数は男女それぞれ4人以上とします。
- (5) 参加希望者との連絡で齟齬が生じないよう、参加申込締切日とイベント実施日は、できるだけ7日以上空けてください。

4 イベントの情報発信及び参加申込受付について

- (1) イベントの広報は、当センターホームページに掲載するとともに、メールマガジン登録者へ新着情報として電子メールにより配信します。イベント参加申込が少ない場合、メールマガジンの再配信の実施について当センターと協議してください。イベント締切日の原則1週間前までに限り、1イベントにつき1回のみ、再配信の希望を受け付けます。

- (2) 主催者による告知・募集も可能です。チラシを作成したり、情報配信する場合は、「ひょうご出会いサポートセンターあいサポ応援団事業」と明記し、あいサポ会員登録が参加条件であることをお知らせください。地域振興等を目的に、または地域団体等と連携してあいサポ会員以外が参加するイベントを開催する場合、会員以外の方はあいサポシステムから申込みができないため、電話等で参加を受け付け、あいサポシステムとは別に参加者の管理等を行ってください。
- (3) 参加を希望するあいサポ会員は、あいサポシステムにより申し込みます。
- (4) 主催者は、あいサポシステムにより申込みがあった会員全員にイベント参加の可否を、責任を持って通知してください。

5 イベント実施経費と参加費について

- (1) イベント実施に要する経費は、全て主催者の負担となります。
- (2) イベント実施に際し、参加者から徴収する参加費は、本事業の趣旨を踏まえ適正な水準で設定願います。
- (3) 当センター及び兵庫県からの助成や補助はありません。
- (4) 主催者の判断でイベントを中止した際に、事前振込等で参加費を徴収していた場合は、適切な方法で速やかに返金することとし、参加者の口座番号等は適正に管理してください。
- (5) キャンセル料を設定する場合は、キャンセル料発生の時期や適正に設定した金額（参加費を超える金額を設定することは禁じます。）などを、必ず参加募集時から明記するとともに、キャンセル料の発生は参加確定後とするなど、社会通念上、理解が得られるようにしてください。

6 実施報告について

- (1) イベント終了後は、5日以内にあいサポシステムにより報告書を作成してください。月末のイベントについては、統計処理の都合上、イベント終了後5日以内と翌月3日のうちいずれか早い期日までに作成をお願いします。
- (2) 期限内に実施報告がない場合や参加者等からの苦情がある場合、次のイベントの情報配信はできません。

ただし、1(1)のただし書きに該当するイベント（以下「団体連携等イベント」という。）実施の場合は、直前に開催するイベントの実施報告前であっても情報配信を行ったり、また、団体連携等イベントの実施報告前であっても次に開催するイベントの情報配信を行うことがあります。

7 イベント実施における留意点

- (1) 出合いを求める独身男女が安心して参加できる内容とし、公序良俗に反する内容、過度な演出等、社会通念に照らして適当でないと思われる内容は含まないでください。
- (2) イベントを安全に実施するための施設・設備等の環境の確保や、運営上の必要な配慮を行うとともに、イベントの実施にあたっては周辺環境への必要な配慮を行い、事故防止に万全を期してください。
- (3) イベント当日の受付時に、必ず①公的機関の発行する証明書（運転免許証等写真付きのものが望ましい）と、②当選通知（スマートフォンの画面、メールをプリントアウトしたもの等）の2つの提示を求め、本人確認をお願いします。
なお、当日、本人を確認できる写真付きの証明書を忘れた場合には、2種類以上のもので厳密に本人確認をしてください。
- (4) 特定の商品の販売・販売等の斡旋・当事業以外の事業への勧誘を行うなど、当事業の趣旨を逸脱する活動及び宗教活動、政治活動を禁止します。

- (5) イベントでアルコールを提供する場合は、飲酒運転防止について厳重に注意喚起してください。
- (6) イベント実施後の参加者間のトラブルは当事者間で解決することについて徹底してください
- (7) イベントの実施にかかる参加者等からの苦情等については、責任を持って速やかに対応し、解決してください。無断欠席等、問題行動のある会員がいた場合には実績報告書に記載の上、トラブルが起こった場合には速やかにトラブル等報告書を作成の上、当センターに報告してください。
- (8) イベントにおける事件・事故については、主催者による対応となるため、万一に備え事前に保険等への加入を検討してください。

8 個人情報の保護について

- (1) 個人情報保護法を遵守するとともに、兵庫県個人情報保護に関する条例及び（公財）兵庫県青少年本部個人情報の保護に関する規定に従い、個人情報はイベントの連絡以外には利用しないこと。
- (2) イベント参加者の秘密及び個人情報は、主催者の責任のもとに厳重に管理することとし、本人の承諾を得ずに他の目的に使用しないこと。
- (3) 参加者の個人情報については、事前・事後を問わず一切の問い合わせに答えないこと。（参加者間の個人情報の交換については、自己責任において行わせること。）
- (4) イベント終了後は、収集した個人情報等は全て適切に廃棄し、イベントで知り得た会員の氏名・連絡先等をイベント事業の目的以外に利用しないこと。
- (5) イベント参加者に対しイベント内での連絡先交換を促すとともに、イベント終了後に交換をした個人情報を第三者に伝えるなど、別の目的に利用しないよう注意を促すこと。

9 本要領の変更

当センターは、必要と判断した際に、応援団の承諾なしに本要領を変更できるものとします。本要領の変更は、HP上又は当センターが適当と判断する方法で応援団に周知します。

(2021. 04)